

内閣府  
農林水産省令第 号  
経済産業省

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）を実施するため、商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令を次のように定める。

平成十九年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 赤城 徳彦

経済産業大臣 甘利 明

商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令

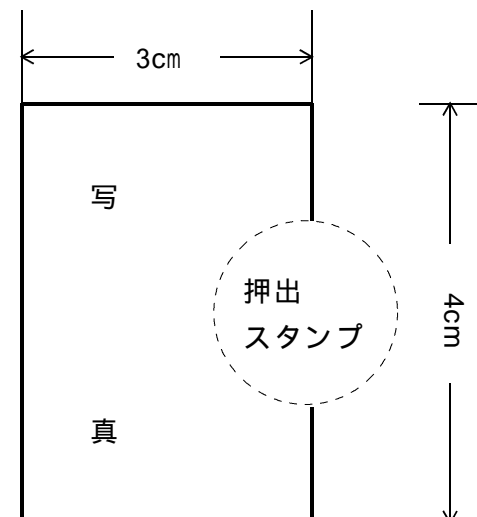
商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別紙様式によるものとする。ただし、金融庁又は財務局

若しくは福岡財務支局の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

## 附 則

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

表 面

<p>第 号</p> <p>商品投資に係る事業の規制に関する法律第37条において準用する同法第30条第1項の規定による立入検査をする職員の身分証明書</p> <p>官 職 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日発行</p> <p>発行者 <span style="float: right;">印</span></p>	
---	--

裏 面

<p>商品投資に係る事業の規制に関する法律抜すい</p> <p>第30条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対し報告をさせ、又はその職員に、商品投資顧問業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第37条 第30条の規定は、商品投資販売業者について準用する。</p> <p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>七 第30条第1項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
---	---

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。
2. 発行者は、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。

